

パーフェクト宅建  
過去問 10 年間  
【法改正のお知らせ修正版】

平成 24 年 7 月 10 日  
 (株)住宅新報社 書籍編集部  
 TEL. 03-6403-7806

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度の本試験は、平成 24 年 4 月 1 日現在施行の法令等に基づいて出題され、平成 24 年 10 月 21 日（日）に実施されます。

※この部分は、6 月 27 日付で掲載したものに修正を追加しております。

ページ・位置	改正前	改正後
P95 問題 16 の① 上 2 行目	都道府県知事の許可を	都道府県知事等の許可を受け
P165 問題 問 28 の① 上 1 行目 ③ 上 1 行目	平成 23 年 4 月に	平成 24 年 4 月に
P194～195 問題 問 26 内の 7 カ所	平成 23 年	平成 24 年
P196 問題 問 28 の①②④ 上 1 行目	平成 23 年 4 月に	平成 24 年 4 月に
P224 問題 問 27 の③ 上 2 行目	平成 23 年 4 月 1 日付	平成 24 年 4 月 1 日付
P248 問題 問 17 の② 上 3 行目	都道府県知事の許可を	都道府県知事等の許可を
P252 問題 問 25 の③ 上 3 行目	都道府県知事の許可を	都道府県知事等の許可を
P253 問題 問 26 の② 上 1～2 行目	平成 24 年 3 月 31 日までに	平成 27 年 3 月 31 日までに
P253 問題 問 26 の④ 上 1～2 行目	平成 23 年 5 月 1 日に	平成 24 年 5 月 1 日に
P311 問題 問 24 の③ 上 3 行目	都道府県知事の許可を	都道府県知事等の許可を
P312 問題 問 25 の③ 上 2 行目	都道府県知事の許可を	都道府県知事等の許可を
P338 解説 問 16 の③ 上 1 行目	都市計画に、地域地区に必要なものを定める	都市計画に、用途地域等の地域地区を定めることができる
P341※ 解説 問 21 の① 上 5 行目	都道府県知事の許可を	都道府県知事等の許可を

P374 解説 問 23 の③ 上 2～3 行目	平成 22 年に 1,500 万円, 23 年に 1,000 万円 上げる特例	平成 24 年に 1,000 万円, 25 年に 700 万円, 26 年に 500 万円上げる特例
P381 解説 問 35 の③ 上 3 行目	(同法施行規則 16 条の 4 の 3 第 5 号)	(同法施行規則 16 条の 4 の 3 第 6 号)
P399 解説 問 16 の① 上 2 行目	都道府県知事の許可を	都道府県知事等(市の区域内にあっては市長, 以下同じ)の許可を
P407 解説 問 27 のエ 上 2 行目	法定代理人に免許の	法定代理人(法定代理人が法人である場合においては, その役員を含む)に免許の
P410 解説 問 33 の③ 上 2 行目	施行規則 16 条の 4 の 3 第 8 号)。	施行規則 16 条の 4 の 3 第 9 号)。
P410 解説 問 33 の④ 上 2 行目	施行規則 16 条の 4 の 3 第 10 号)。	施行規則 16 条の 4 の 3 第 11 号)。
P433 解説 問 18 の① 上 2 行目	都道府県知事の許可を	都道府県知事等(市の区域内にあっては市長, 以下同じ)の許可を
P433 解説 問 18 の② 上 4 行目	都道府県知事の許可を	都道府県知事等の許可を
P472 解説 問 26 の① 上 3 行目	対価の額が 2 億円以下	対価の額が 1.5 億円以下
P474 解説 問 28 の③ 上 2 行目	平成 24 年 3 月 31 日までに	平成 27 年 3 月 31 日までに
P474 解説 問 28 の③ 上 3 行目	平成 23 年 4 月に取得	平成 24 年 4 月に取得
P477 解説 問 35 の① 上 4～5 行目	施行規則 16 条の 4 の 3 第 3 号)。	施行規則 16 条の 4 の 3 第 4 号)。
P478 解説 問 35 の③ 上 1～2 行目	施行規則 16 条の 4 の 3 第 4 号)。	施行規則 16 条の 4 の 3 第 5 号)。
P498 解説 問 18 の② 上 2 行目	都道府県知事の許可を	都道府県知事等(市の区域内にあっては市長)の許可を
P498 解説 問 18 の② 上 3 行目	なお、都道府県知事が	なお、都道府県知事等が
P504 解説 問 28 の① 上 3 行目	平成 24 年 3 月 31 日までに	平成 27 年 3 月 31 日までに
P504 解説 問 28 の② 上 1～2 行目	平成 24 年 3 月 31 日までの	平成 27 年 3 月 31 日までの
P507 解説 問 33 の② 上 2 行目	施行規則 16 条の 4 の 3 第 5 号)。	施行規則 16 条の 4 の 3 第 6 号)。
P507 解説 問 33 の③ 上 2～3 行目	施行規則 16 条の 4 の 3 第 6 号)。	施行規則 16 条の 4 の 3 第 7 号)。
P507 解説 問 33 の④ 上 2 行目	施行規則 16 条の 4 の 3 第 10 号)。	施行規則 16 条の 4 の 3 第 11 号)。

P538 解説 問 37 の④ 上 3 行目	施行規則 16 条の 4 の 3 第 8 号)。	施行規則 16 条の 4 の 3 第 9 号)。
P554 解説 問 17 の② 上 3 行目	都道府県知事の許可を	都道府県知事等（市の区域内にあっては市長）の許可を
P556 解説 問 22 の① 上 5 行目	場合は国土交通大臣)	場合は国土交通大臣，市の区域内にあっては市長)
P558 解説 問 25 の③ 上 4 行目	都道府県知事の許可を	都道府県知事等（市の区域内にあっては市長）の許可を
P558 解説 問 25 の④ 上 3 行目	「都道府県知事」の許可	「都道府県知事等（市の区域内にあっては市長）」の許可
P558 解説 問 26 の② 上 1 行目	平成 24 年 3 月 31 日までの間に	平成 27 年 3 月 31 日までの間に
P565 解説 問 37 の③ 上 3 行目	施行規則 16 条の 4 の 3 第 5 号)。	施行規則 16 条の 4 の 3 第 6 号)。
P565 解説 問 38 の② 上 3 行目	施行規則 16 条の 4 の 3 第 6 号)。	施行規則 16 条の 4 の 3 第 7 号)。
P611 解説 問 24 の③ 上 2～3 行目	都道府県知事の許可を	都道府県知事等（市の区域内にあっては市長）の許可を
P612 解説 問 25 の③ 上 2 行目	都道府県知事の許可を	都道府県知事等（市の区域内にあっては市長）の許可を
P618 解説 問 37 の④ 上 3～4 行目	施行規則 16 条の 4 の 3 第 5 号)。	施行規則 16 条の 4 の 3 第 6 号)。

【正 誤】 上記書籍におきまして、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P29 問題 問 10 の④ 上 2～3 行目	F は当該借入金入金債務を	F は当該借入金債務を
P559 解説 問 26 の④ 上 2～3 行目	床面積要件や建築期日要件などを	床面積要件などを